

令和2年
第4回八雲町議会定例会
議題

開会 令和2年12月10日
閉会 令和2年12月 日

八雲町

令和2年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町税条例の一部を改正する条例	
議案	2	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例	
議案	3	八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案	4	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	6	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議案	7	指定管理者の指定について	
議案	8	令和2年度八雲町一般会計補正予算（第12号）	
議案	9	令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議案	10	令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案	11	令和2年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議案	12	令和2年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	13	令和2年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	14	令和2年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	15	令和2年度八雲町病院事業会計補正予算（第5号）	
議案	16	令和2年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）	

議案第 1 号

八雲町税条例の一部を改正する条例

八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第1（第34条の7第1項第1号関係）	寄附金の区分	控除対象寄附金	別表第1（第34条の7第1項第1号関係）
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人国立病院機構に対する寄附金	国立研究開発法人水産研究・教育機構に対する寄附金	第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金
略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の八雲町税条例別表第1の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和3年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

令和2年12月10日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例

(八雲町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年八雲町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町介護保険条例の一部改正)

第2条 八雲町介護保険条例（平成 17 年八雲町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第8条第1項に規定する延</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第8条第1項に規定する延</p>

滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

7～12 略

滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

7～12 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例の一部改正）
第3条 河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例（平成18年八雲町条例第41号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年 7.25 パー</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、納期限の翌日から 1</p>

セントの割合を加算した割合とし、納期限の翌日から 1 箇月までの期間にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。

箇月までの期間にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町公共下水道条例の一部改正)

第4条 八雲町公共下水道条例（平成 18 年八雲町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第 42 条第4項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第 42 条第4項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部改正)

第5条 八雲町公共下水道事業受益者負担金等に関する条例（平成 18 年八雲町条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>7 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>7 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町後期高齢者医療に関する条例附則第3条、第2条の規定による改正後の八雲町介護保険条例附則第6項、第3条の規定による改正後の河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例附則第4項、第4条の規定による改正後の八雲町公共下水道条例附則第5項及び第5条の規定による改正後の八雲町公共下水道事業受益者負担金等に関する条例附則第7項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年12月10日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 3 号

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成 20 年八雲町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u>を超えない世帯に係る納稅義務者</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u>（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定</p>

する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年12月10日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行						改正後					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m ²	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m ²	備考
出雲町C 団地	略	略	略	略	略	出雲町C 団地	略	略	略	略	略
						出雲町C 団地	令和2年 度	出雲町40番地 22	木造平屋建 1棟4戸	2LDK 66.61	2LDK4戸 令和2年 完成
						出雲町C 団地	令和2年 度	出雲町60番地 85	木造平屋建 3棟11戸	1LDK 46.74 2LDK 66.61	1LDK5戸 2LDK6戸 令和2年 完成

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月10日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年八雲町条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(診療科目及び病床数) 第 4 条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (1) 八雲総合病院 ア 診療科目 (ア) ~ (タ) 略 イ 略 (2) 略	(診療科目及び病床数) 第 4 条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康保険病院（以下これらを「病院」という。）の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 (1) 八雲総合病院 ア 診療科目 (ア) ~ (タ) 略 (チ) <u>心療内科</u> イ 略 (2) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例（平成 17 年八雲町条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに<u>第 51 条第 10 号</u>において同じ。) の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号 (アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号 (ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。) 並びに第 12 条第 1 項 (第 2 号を除く。) の規定を準用する。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに<u>第 51 条第 11 号</u>において同じ。) の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号 (アを除く。)、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号 (ウ、ス及びセを除く。)、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項(第 7 号を除く。) 並びに第 12 条第 1 項 (第 2 号を除く。) の規定を準用する。</p>
2～5 略	2～5 略
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。) に充電する設備 (全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 <u>50 キロワット</u> 上を超えるものを除く。) をいう。以下同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u> (電気を動力源とする自動車等 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第 12 号</u>において同じ。) をいう。以下この条において同じ。) に充電する設備 (全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 <u>200 キロワット</u> 上を超えるものを除く。) をいう。以下同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備 (全出力 50 キロワット</u> <u>以下のもの及び消防長又は消防署長が</u> <u>認める延焼を防止するための措置が講</u> <u>じられているものを除く。) を屋外に設</u> <u>ける場合にあっては、建築物から 3</u> <u>メートル以上の距離を保つこと。ただ</u> <u>し、不燃材料で造り、又は覆われた外</u> <u>壁で開口部のないものに面するとき</u> <u>は、この限りでない。</u></p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) ~ (11) 略</p> | <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようする措置を講ずること。</p> <p>(8) ~ (12) 略</p> <p>(13) <u>コネクター</u>（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。</p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> |
|--|--|

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 及び (14) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 51 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) ~ (9) 略

(10) ~ (13) 略

(14) 水素ガスを充てんする気球

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 及び (18) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 51 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) ~ (9) 略

(10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

(11) ~ (14) 略

(15) 水素ガスを充填する気球

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八雲町火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

八雲町育成牧場

2 指定管理者として指定する者

二海郡八雲町上八雲 390 番地 1

株式会社青年舎

代表取締役 浦屋 勝三

3 指定する期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度八雲町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,013,133 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,919,606 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
11 地方交付税		5,189,068	60,852	5,249,920
	1 地方交付税	5,189,068	60,852	5,249,920
15 国庫支出金		3,492,665	6,912	3,499,577
	1 国庫負担金	693,427	5,994	699,421
	2 国庫補助金	2,794,298	918	2,795,216
16 道支出金		685,986	15,197	701,183
	1 道負担金	433,689	2,997	436,686
	2 道補助金	210,989	12,200	223,189
18 寄附金		1,300,001	657,823	1,957,824
	1 寄附金	1,300,001	657,823	1,957,824
19 繰入金		2,482,800	269,262	2,752,062
	1 基金繰入金	2,482,800	269,262	2,752,062
21 諸収入		386,782	3,087	389,869
	5 雜入	78,017	3,087	81,104
歳 入 合 計		17,906,473	1,013,133	18,919,606

歳出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		2,992,407	1,000,685	3,993,092
	1 総務管理費	2,926,277	1,000,685	3,926,962
3 民生費		4,125,342	17,903	4,143,245
	1 社会福祉費	3,179,038	3,628	3,182,666
	2 児童福祉費	946,304	14,275	960,579
4 衛生費		2,177,967	5,062	2,183,029
	1 保健衛生費	1,635,296	5,062	1,640,358
5 労働費		73,728	16,450	90,178
	1 労働費	73,728	16,450	90,178
6 農林水産業費		1,058,037	9,718	1,067,755
	1 農業費	706,127	9,718	715,845
8 土木費		1,686,035	△44,162	1,641,873
	4 都市計画費	541,184	△44,162	497,022
9 消防費		259,639	2,560	262,199
	1 消防費	259,639	2,560	262,199
10 教育費		1,447,824	4,917	1,452,741
	3 中学校費	139,379	4,917	144,296
歳 出 合 計		17,906,473	1,013,133	18,919,606

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
11 地方交付税	5,189,068	60,852	5,249,920
15 国庫支出金	3,492,665	6,912	3,499,577
16 道支出金	685,986	15,197	701,183
18 寄附金	1,300,001	657,823	1,957,824
19 繰入金	2,482,800	269,262	2,752,062
21 諸収入	386,782	3,087	389,869
歳 入 合 計	17,906,473	1,013,133	18,919,606

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費	2,992,407	1,000,685	3,993,092
3 民生費	4,125,342	17,903	4,143,245
4 衛生費	2,177,967	5,062	2,183,029
5 労働費	73,728	16,450	90,178
6 農林水産業費	1,058,037	9,718	1,067,755
8 土木費	1,686,035	△44,162	1,641,873
9 消防費	259,639	2,560	262,199
10 教育費	1,447,824	4,917	1,452,741
歳 出 合 計	17,906,473	1,013,133	18,919,606

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 641, 368	千円 359, 317	
6, 061	0	0	11, 842	
4, 098	0	0	964	
0	0	0	16, 450	
11, 950	0	0	△2, 232	
0	0	0	△44, 162	
0	0	0	2, 560	
0	0	0	4, 917	
22, 109	0	641, 368	349, 656	

2 歳 入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 地方交付税	5,189,068	60,852	5,249,920
計	5,189,068	60,852	5,249,920

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	672,202	3,262	675,464
2 衛生費国庫負担金	21,225	2,732	23,957
計	693,427	5,994	699,421

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	1,710,307	918	1,711,225
計	2,794,298	918	2,795,216

16 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	363,409	1,631	365,040
2 衛生費道負担金	70,280	1,366	71,646
計	433,689	2,997	436,686

16 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	75,313	250	75,563
4 農林水産業費道補助金	93,687	11,950	105,637
計	210,989	12,200	223,189

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 60,852	普通交付税 千円 60,852

2 児童福祉費負担金	千円 3,262	障がい児入所給付費等（通所給付費等）負担金 千円 3,262
1 保健衛生費負担金	2,732	国民健康保険基盤安定負担金 2,732

1 社会福祉費補助金	千円 918	地域生活支援事業補助金 障がい者総合支援事業補助金 千円 500 418

2 児童福祉費負担金	千円 1,631	障がい児入所給付費等（通所給付費等）負担金 千円 1,631
1 保健衛生費負担金	1,366	国民健康保険基盤安定負担金 1,366

1 社会福祉費補助金	千円 250	地域生活支援事業補助金 千円 250
1 農業費補助金	11,950	産地生産基盤パワーアップ事業補助金 11,950

18款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 一般寄附金	1	16,455	16,456
2 ふるさと応援寄附金	1,300,000	641,368	1,941,368
計	1,300,001	657,823	1,957,824

19款 繰入金

1項 基金繰入金

2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,073,574	千円 269,262	千円 2,342,836
計	2,482,800	269,262	2,752,062

21款 諸収入

5項 雜入

7 雜入	千円 55,953	千円 3,087	千円 59,040
計	78,017	3,087	81,104

節		説明
区分	金額	
1 一般寄附金	千円 16,455	一般寄附金 千円 16,455
1 ふるさと応援寄附金	641,368	ふるさと応援寄附金 641,368

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 269,262	ふるさと応援基金繰入金 千円 269,262

5 雑入	千円 3,087	旧八雲地域簡易水道事業特別会計消費税還付金 千円 3,087

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 企画調査費	千円 57,494	千円 1,170	千円 58,664	千円	千円	千円	千円 1,170
12 地域振興対策費	1,938,817	999,515	2,938,332			641,368	358,147
計	2,926,277	1,000,685	3,926,962	0	0	641,368	359,317

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

	千円 640,482	千円 1,836	千円 642,318	千円 1,168	千円	千円	千円 668
2 障がい者福祉費							
3 高齢者福祉費	414,431	1,210	415,641				1,210
4 後期高齢者医療費	338,447	582	339,029				582
計	3,179,038	3,628	3,182,666	1,168	0	0	2,460

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 1,170	予約バス運行事業補助金	千円 1,170
7 報償費	192,330	ふるさと応援寄附返礼品	192,330
10 需用費	1,884	消耗品費 印刷製本費	794 1,090
11 役務費	76,932	ふるさと応援寄附返礼品運搬料	76,932
12 委託料	87,001	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料	87,001
24 積立金	641,368	ふるさと応援基金積立金	641,368

12 委託料	千円 836	障害者福祉システム改修業務委託料	千円 836
19 扶助費	1,000	日常生活用具給付費	1,000
27 繰出金	1,210	介護保険事業特別会計繰出金	1,210
27 繰出金	582	後期高齢者医療特別会計繰出金	582

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	千円 811,076	千円 14,275	千円 825,351	千円 4,893	千円	千円	千円 9,382
計	946,304	14,275	960,579	4,893	0	0	9,382

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

	千円 123,950	千円 512	千円 124,462	千円	千円	千円	千円 512
2 予防費							
9 簡易水道事業費	24,020	△915	23,105				△915
10 国民健康保険事業費	221,451	5,465	226,916	4,098			1,367
計	1,635,296	5,062	1,640,358	4,098	0	0	964

5 款 労働費

1 項 労働費

	千円 14,080	千円 16,450	千円 30,530	千円	千円	千円	千円 16,450
3 雇用創出事業費							
計	73,728	16,450	90,178	0	0	0	16,450

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 7,750	保育所等従事者慰労金 千円 7,750
19 扶助費	6,525	障がい児入所給付費（通所給付費等） 6,525

1 報酬	千円 512	診療医師等報酬 千円 512
27 繰出金	△915	熊石地域簡易水道事業特別会計繰出金 △915
27 繰出金	5,465	国民健康保険事業特別会計繰出金 5,465

23 投資及び出資金	千円 16,450	株式会社木蓮出資金 千円 16,450

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	千円 63,619	千円 11,950	千円 75,569	千円 11,950	千円	千円	千円
8 農業集落排水事業費	30,889	△2,232	28,657				△2,232
計	706,127	9,718	715,845	11,950	0	0	△2,232

8 款 土木費

4 項 都市計画費

5 下水道事業費	千円 407,154	千円 △44,162	千円 362,992	千円	千円	千円	千円 △44,162
計	541,184	△44,162	497,022	0	0	0	△44,162

9 款 消防費

1 項 消防費

1 常備消防費	千円 43,956	千円 2,560	千円 46,516	千円	千円	千円	千円 2,560
計	259,639	2,560	262,199	0	0	0	2,560

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 120,586	千円 4,917	千円 125,503	千円	千円	千円	千円 4,917
計	139,379	4,917	144,296	0	0	0	4,917

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 11,950	千円 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 11,950
27 繰出金	△2,232	農業集落排水事業特別会計繰出金 △2,232

27 繰出金	千円 △44,162	千円 △44,162

10 需用費	千円 2,560	千円 2,560

10 需用費	千円 4,917	千円 4,917

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	247 241	319,145	877,718	662,032	1,858,895	515,026	2,373,921	
補正前	247 241	318,633	877,718	662,032	1,858,383	515,026	2,373,409	
比較		512			512		512	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
比較										
区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	单身赴任手当	児童手当		合 計	
補正後	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032	
補正前	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032	
比較										

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	239	319,145		73,707	392,852	57,496	450,348	
補正前	239	318,633		73,707	392,340	57,496	449,836	
比較		512			512		512	

(単位:千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後									41,129
比較										41,129
区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	单身赴任手当	児童手当		合 計	
補正後	31,728	850								73,707
補正前	31,728	850								73,707
比較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
報酬	512	その他の増減分	イ 会計年度任用職員 ・報酬 512	◎予防接種事業に係る会 計年度任用職員 ・報酬 512

議案第 9 号

令和 2 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,750,440 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 487,715	千円 △7,045	千円 480,670
	1 国民健康保険税	487,715	△7,045	480,670
3 道支出金		1,939,618	1,836	1,941,454
	1 道補助金	1,939,618	1,836	1,941,454
4 繰入金		311,971	0	311,971
	1 他会計繰入金	221,451	5,465	226,916
	2 基金繰入金	90,520	△5,465	85,055
6 国庫支出金		0	5,209	5,209
	1 国庫補助金	0	5,209	5,209
7 繰越金		0	8,449	8,449
	1 繰越金	0	8,449	8,449
歳 入 合 計		2,741,991	8,449	2,750,440

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		千円 7,887	千円 8,449	千円 16,336
	1 償還金及び還付加算金	5,977	8,449	14,426
歳 出 合 計		2,741,991	8,449	2,750,440

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険税	487,715	△7,045	480,670
3 道支出金	1,939,618	1,836	1,941,454
4 繙入金	311,971	0	311,971
6 国庫支出金	0	5,209	5,209
7 繙越金	0	8,449	8,449
歳 入 合 計	2,741,991	8,449	2,750,440

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 諸支出金	7,887	8,449	16,336
歳 出 合 計	2,741,991	8,449	2,750,440

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	8,449
0	0	0	8,449

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般被保険者国民健康保険税	487, 546	△7, 045	480, 501
計	487, 715	△7, 045	480, 670

3 款 道支出金

1 項 道補助金

	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	1, 939, 618	1, 836	1, 941, 454
計	1, 939, 618	1, 836	1, 941, 454

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	221, 451	5, 465	226, 916
計	221, 451	5, 465	226, 916

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	千円 △4,670	医療給付費分現年課税分	千円 △4,670
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△1,494	後期高齢者支援金分現年課税分	△1,494
3 介護納付金分現年課税分	△881	介護納付金分現年課税分	△881

2 保険給付費等特別交付金	千円 1,836	特別調整交付金	千円 1,836

2 保険基盤安定繰入金支援分	千円 5,465	保険基盤安定繰入金（支援分）	千円 5,465

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 90,520	千円 △5,465	千円 85,055
計	90,520	△5,465	85,055

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	千円 0	千円 4,227	千円 4,227
1 災害臨時特例補助金	0	4,227	4,227
2 社会保障・税番号システム整備費補助金	0	982	982
計	0	5,209	5,209

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	千円 0	千円 8,449	千円 8,449
1 繰越金	0	8,449	8,449
計	0	8,449	8,449

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 償還金	千円 1	千円 8,449	千円 8,450	千円	千円	千円	千円 8,449
計	5,977	8,449	14,426	0	0	0	8,449

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 △5,465	千円 国民健康保険事業基金繰入金 △5,465

1 災害臨時特例補助金	千円 4,227	千円 災害臨時特例補助金 4,227
1 社会保障・税番号システム整備費補助金	982	社会保障・税番号システム整備費補助金 982

1 前年度繰越金	千円 8,449	千円 前年度繰越金 8,449

節		説明
区分	金額	
22 債還金利子及び割引料	千円 8,449	千円 普通交付金過年度分返還金 7,543
		特定健康診査等負担金過年度分返還金 906

議案第 10 号

令和 2 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 754 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 229,107 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 85,140	千円 582	千円 85,722
	1 一般会計繰入金	85,140	582	85,722
6 国庫支出金		0	172	172
	1 国庫補助金	0	172	172
歳入	合計	228,353	754	229,107

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 4,695	千円 754	千円 5,449
	1 総務管理費	1,449	754	2,203
歳出	合計	228,353	754	229,107

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 繰入金	85,140	582	85,722
6 国庫支出金	0	172	172
歳 入 合 計	228,353	754	229,107

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費	4,695	754	5,449
歳 出 合 計	228,353	754	229,107

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金 千円	千円	千円	千円
172	0	0	582
172	0	0	582

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事務費繰入金	12,398	582	12,980
計	85,140	582	85,722

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	千円	千円	千円
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	172	172
計	0	172	172

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	千円 1,449	千円 754	千円 2,203	千円 172	千円 0	千円 0	千円 582		
計	1,449	754	2,203	172	0	0	582		

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	千円 582	千円 582 事務費繰入金

1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	千円 172	千円 172 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 754	千円 754 後期高齢者医療システム改修業務委託料

議案第 11 号

令和 2 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,636 千円を追加
し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,950,648 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 310,545	千円 △1,846	千円 308,699
	1 介護保険料	310,545	△1,846	308,699
4 国庫支出金		465,578	6,765	472,343
	2 国庫補助金	162,716	6,765	169,481
8 繰入金		388,434	△2,283	386,151
	1 一般会計繰入金	332,401	1,210	333,611
	2 基金繰入金	56,033	△3,493	52,540
歳入	合計	1,948,012	2,636	1,950,648

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 48,866	千円 2,420	千円 51,286
	1 総務管理費	32,537	2,420	34,957
3 地域支援事業費		89,223	0	89,223
	3 包括的支援事業・任意事業費	52,734	0	52,734
5 諸支出金		33,833	216	34,049
	1 償還金及び還付加算金	21,307	216	21,523
歳出	合計	1,948,012	2,636	1,950,648

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	千円 310,545	千円 △1,846	千円 308,699
4 国庫支出金	465,578	6,765	472,343
8 繰入金	388,434	△2,283	386,151
歳入合計	1,948,012	2,636	1,950,648

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 48,866	千円 2,420	千円 51,286
3 地域支援事業費	89,223	0	89,223
5 諸支出金	33,833	216	34,049
歳出合計	1,948,012	2,636	1,950,648

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源 國 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
1,210	0	0	1,210
3,377	0	0	△3,377
0	0	0	216
4,587	0	0	△1,951

2 歳 入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 第1号被保険者保険料	310,545	△1,846	308,699
計	310,545	△1,846	308,699

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	千円	千円	千円
1 調整交付金	132,953	871	133,824
5 介護保険保険者努力支援交付金	0	3,377	3,377
6 事業費補助金	0	1,210	1,210
7 災害臨時特例補助金	0	1,307	1,307
計	162,716	6,765	169,481

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	67,703	1,210	68,913
計	332,401	1,210	333,611

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	56,033	△3,493	52,540
計	56,033	△3,493	52,540

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 △1,846	現年度分	千円 △1,846

1 現年度分調整交付金	千円 871	特別調整交付金	千円 871
1 介護保険保険者努力支援交付金	千円 3,377	介護保険保険者努力支援交付金	千円 3,377
1 事業費補助金	千円 1,210	介護保険システム改修事業補助金	千円 1,210
1 災害臨時特例補助金	千円 1,307	介護保険災害等臨時特例補助金	千円 1,307

2 事務費繰入金	千円 1,210	事務費繰入金	千円 1,210

1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △3,493	介護給付費準備基金繰入金	千円 △3,493

3 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 32,412	千円 2,420	千円 34,832	千円 1,210	千円	千円	千円 1,210
計	32,537	2,420	34,957	1,210	0	0	1,210

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

4 生活支援体制整備事業	千円 12,662	千円 0	千円 12,662	千円 2,000	千円	千円	千円 △2,000
5 認知症総合支援事業費	10,651	0	10,651	1,377			△1,377
計	52,734	0	52,734	3,377	0	0	△3,377

5 款 諸支出金

1 項 債還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険料還付金	千円 400	千円 216	千円 616	千円	千円	千円	千円 216
計	21,307	216	21,523	0	0	0	216

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 2,420	介護保険システム改修業務委託料 千円 2,420

	千円	財源内訳の変更 八雲地域生活支援体制整備事業 (一般財源から国庫支出金へ1,000千円変更) 熊石地域生活支援体制整備事業 (一般財源から国庫支出金へ1,000千円変更)	千円
		財源内訳の変更 認知症総合支援事業 (一般財源から国庫支出金へ1,377千円変更)	

22 償還金利子及び割引料	千円 216	過年度過誤納還付金	千円 216

議案第 12 号

令和 2 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 繰入金		24,020	△915	23,105
	1 他会計繰入金	24,020	△915	23,105
3 諸収入		5,132	915	6,047
	1 雜入	5,132	915	6,047
歳 入	合 計	91,229	0	91,229

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	24,020	△915	23,105
3 諸収入	5,132	915	6,047
歳 入 合 計	91,229	0	91,229

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	24,020	△915	23,105
計	24,020	△915	23,105

3 款 諸収入

1 項 雜入

	千円	千円	千円
1 雜入	5,132	915	6,047
計	5,132	915	6,047

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 △915	千円 一般会計繰入金 △915

1 雜入	千円 915	千円 消費税還付金 915

議案第 13 号

令和 2 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		407,154	△44,162	362,992
	1 他会計繰入金	407,154	△44,162	362,992
6 諸収入		0	44,162	44,162
	1 雜入	0	44,162	44,162
歳入	合計	664,018	0	664,018

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	407, 154	△44, 162	362, 992
6 諸収入	0	44, 162	44, 162
歳 入 合 計	664, 018	0	664, 018

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 一般会計繰入金	407, 154	△44, 162	362, 992
計	407, 154	△44, 162	362, 992

6 款 諸収入

1 項 雜入

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 雜入	0	44, 162	44, 162
計	0	44, 162	44, 162

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 △44,162	一般会計繰入金 千円 △44,162

1 雜入	千円 44,162	消費税還付金 千円 44,162

議案第 14 号

令和 2 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度八雲町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 繰入金		31,947	△2,232	29,715
	1 他会計繰入金	30,889	△2,232	28,657
7 諸収入		0	2,232	2,232
	1 雜入	0	2,232	2,232
歳入	合計	57,169	0	57,169

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 繰入金	31,947	△2,232	29,715
7 諸収入	0	2,232	2,232
歳 入 合 計	57,169	0	57,169

2 歳 入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 一般会計繰入金	30,889	△2,232	28,657
計	30,889	△2,232	28,657

7 款 諸収入

1 項 雜入

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 雜入	0	2,232	2,232
計	0	2,232	2,232

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 △2,232	一般会計繰入金 千円 △2,232

1 雜入	千円 2,232	消費税還付金 千円 2,232

議案第 15 号

令和 2 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第 1 款 病院事業収益	6,529,406 千円	32,547 千円	6,561,953 千円
第 3 項 総合病院医業外収益	850,190 千円	30,610 千円	880,800 千円
第 4 項 国保病院医業外収益	37,451 千円	1,937 千円	39,388 千円
支			出
第 1 款 病院事業費用	7,052,579 千円	3,754 千円	7,056,333 千円
第 1 項 総合病院医業費用	5,767,506 千円	1,817 千円	5,769,323 千円
第 2 項 国保病院医業費用	1,008,311 千円	1,937 千円	1,010,248 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,712 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第 1 款 資本的収入	584,646 千円	4,047 千円	588,693 千円
第 5 項 総合病院補助金	267,861 千円	1,500 千円	269,361 千円
第 7 項 国保病院補助金	0 千円	2,547 千円	2,547 千円
支			出
第 1 款 資本的支出	609,485 千円	5,759 千円	615,244 千円
第 1 項 総合病院建設改良費	121,630 千円	3,212 千円	124,842 千円
第 2 項 国保病院建設改良費	33,245 千円	2,547 千円	35,792 千円

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和2年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収益	3. 総合病院医業外収益		5,497,963	30,610	5,528,573			
			850,190	30,610	880,800			
		4. 補助金	388,954	30,610	419,564	国庫補助金	24,339	インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
収益合計			5,497,963	30,610	5,528,573	道補助金	6,271	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 疑い患者受入分 60,000 入院医療機関開設整備分 3,779 病床確保分 △57,508

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業費用	1. 総合病院医業費用		5,998,578	1,817	6,000,395			
			5,767,506	1,817	5,769,323			
		2. 材料費	961,612	1,817	963,429	診療材料費	675	感染防護資材
費用合計			5,998,578	1,817	6,000,395	医療消耗備品費	1,142	車いす他

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 収入	5. 総合病院 補助金		546,378	1,500	547,878			
			267,861	1,500	269,361			
		1. 補助金	267,861	1,500	269,361	道補助金	1,500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
収入合計			546,378	1,500	547,878			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 支出	1. 総合病院 建設改良費		546,378	3,212	549,590			
			121,630	3,212	124,842			
		2. 固定資産 購入費	104,185	3,212	107,397	備品購入費	3,212	保育器
支出合計			546,378	3,212	549,590			

令和2年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収益	4. 國保病院医業外収益		1,031,443	1,937	1,033,380			
			37,451	1,937	39,388			
		7. 捧助金	0	1,937	1,937	道 捧助金	1,937	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
収 益 合 計			1,031,443	1,937	1,033,380			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業費用	2. 國保病院医業費用		1,054,001	1,937	1,055,938			
			1,008,311	1,937	1,010,248			
	2. 材 料 費	287,329	991	288,320	診療材料費	943	感染防護資材	
					医 療 消耗備品費			48 感染防止対策用診療用具
	3. 経 費	146,811	946	147,757	消耗品費	745	感染防止対策用消耗品	
					消耗備品費			201 感染防止対策用消耗備品
費 用 合 計			1,054,001	1,937	1,055,938			

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資 本 的 収 入	7. 国 保 病 院 補 助 金		38,268	2,547	40,815			
			0	2,547	2,547			
		1. 补 助 金	0	2,547	2,547	道 补 助 金	2,547	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
收 入 合 計			38,268	2,547	40,815			

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出	2. 国 保 病 院 建設改良費		63,107	2,547	65,654			
			33,245	2,547	35,792			
		1. 固 定 資 產 購 入 費	2,852	2,547	5,399	備品購入費	2,547	HEPAフィルター付空気清浄機 677 ベッドサイドモニタ 1,870
支 出 合 計			63,107	2,547	65,654			

令和2年度八雲町病院事業(総合病院)会計

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 563, 820
減価償却費	357, 476
固定資産除却額	85
長期前払消費税額償却	18, 931
看護職員奨学資金返還債務の免除	12, 480
貸倒引当金の増減額	0
賞与引当金の増減額	15, 594
法定福利費引当金の増減額	2, 439
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 44, 801
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	29, 793
未収金の増減額(△は増加)	△ 25, 889
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 14, 164
未払金の増減額(△は減少)	△ 36, 288
その他流動負債の増減額(△は減少)	20, 400
小 計	<hr/> △ 227, 767
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	<hr/> △ 29, 793
業務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △ 257, 557
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 171, 670
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 19, 300
奨学資金等の返還による収入	100
補助金等収入	<hr/> 165, 347
投資活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △ 25, 523
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	220, 400
長期借入金の返済による支出	△ 404, 248
一般会計からの出資金による収入	179, 422
リース債務の返済による支出	<hr/> 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △ 4, 426
IV 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 287, 506
V 現金及び現金同等物の期首残高	811, 239
VI 現金及び現金同等物の期末残高	<hr/> 523, 733

令和2年度 八雲町病院事業(総合病院)会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

資 産 の 部

(単位:千円)

1 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ 土 地	67,505	
ロ 建 物	7,670,281	
同上減価償却累計額	△2,267,394	5,402,887
ハ 構 築 物	370,745	
同上減価償却累計額	△259,458	111,287
二 器 械 器 具 備 品	2,515,443	
同上減価償却累計額	△1,918,005	597,438
ホ 車 両	32,897	
同上減価償却累計額	△23,751	9,146
ヘ 建 設 仮 勘 定		0
有形固定資産合計		6,188,263
(2) 無形固定資産		
イ 電 話 加 入 権	1,552	
無形固定資産合計		1,552
(3) 投資その他の資産		
イ 長 期 貸 付 金	101,865	
ロ 長期貸付金貸倒引当金	0	
ハ 長期前払消費税	32,922	
投 資 合 計		134,787
固 定 資 産 合 計		6,324,602
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金	523,733	
(2) 未 収 金	458,648	
(3) 未収金貸倒引当金	△2,853	
(4) 貯 藏 品	43,325	
(5) その他の流動資産	0	
流動資産合計		1,022,853
資 産 合 計		7,347,455

(单位:千円)

負債の部

3 固 定 負 債	
(1) 企 業 債	
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,910,807
ロ そ の 他 企 業 債	<u>822,062</u>
企 業 債 合 計	5,732,869
(2) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	<u>488,192</u>
引 当 金 合 計	488,192
(3) そ の 他 固 定 負 債	
固 定 負 債 合 計	<u>3,000</u>
	6,224,061

4 流 動 負 債	
(1) 一 時 借 入 金	0
(2) 企 業 債	
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	308,894
ロ そ の 他 企 業 債	<u>115,684</u>
企 業 債 合 計	424,578
(3) 未 払 金	276,235
(4) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	0
ロ 賞 与 引 当 金	148,848
ハ 法定福利費引当金	<u>28,668</u>
引 当 金 合 計	177,516
(5) そ の 他 流 動 負 債	<u>55,390</u>
流 動 負 債 合 計	933,719

5 緯 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 補 助 金	2,017,526		
口 受 贈 財 產 評 価 額	5,124		
長 期 前 受 金 合 計			2,022,650
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額			
イ 補 助 金	△389,869		
口 受 贈 財 產 評 価 額	△2,906		
長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 合 計			△392,775
緯 延 収 益 合 計			1,629,875
負 債 合 計			8,787,655

資 本 の 部

6 資本金		5,506,154
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	494,417	
ロ 寄附金	8,444	
ハ その他資本剰余金	18,876	
資本剰余金合計		521,737
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処理欠損金	7,468,091	
未処理欠損金合計		7,468,091
剰余金合計		△6,946,354
資本合計		△1,440,200
負債資本合計		7,347,455

令和2年度八雲町病院事業(国保病院)会計
予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 22,558
減価償却費	40,780
固定資産除却額	109
長期前払消費税額償却	884
医療従事者奨学金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	△ 81
賞与引当金の増減額	507
法定福利費引当金の増減額	873
退職給与引当金の増減額	6,946
長期前受金戻入額	△ 10,320
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	3,195
未収金の増減額(△は増加)	1,668
たな卸資産の増減額(△は増加)	247
未払金の増減額(△は減少)	6,670
その他流動負債の増減額(△は減少)	319
小 計	<hr/> 29,229
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 3,195
業務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 26,044
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 35,792
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 6,840
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	2,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> △ 40,085
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	
短期借入金の返済による支出	
長期借入れによる収入	2,600
長期借入金の返済による支出	△ 23,022
一般会計からの出資による収入	35,668
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 15,246
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	1,205
5 現金及び現金同等物の期首残高	216,514
6 現金及び現金同等物の期末残高	<hr/> 217,719

令和2年度 八雲町病院事業(国保病院)会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 產

(1) 有形固定資産

イ 土 地	20,715
口 建 物	992,020
同上減価償却累計額	△695,321
ハ 構 築 物	38,629
同上減価償却累計額	△35,780
ニ 器 械 器 具 備 品	328,553
同上減価償却累計額	△262,215
ホ 車 両	66,338
同上減価償却累計額	3,873
ヘ 建 設 収 勘 定	1,558
有形固定資産合計	35,243

423,402

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	205
無形固定資産合計	205

(3) 投資その他の資産

イ 長 期 貸 付 金	7,440
口 長期貸付金貸倒引当金	0
ハ 長期前払消費税	3,195
投 資 合 計	10,635
固定資産合計	434,242

2 流 動 資 產

(1) 現 金 預 金

217,719

(2) 未 収 金

96,940

(3) 未収金貸倒引当金

51

(4) 貯 藏 品

15,100

(5) そ の 他 流 動 資 產

0

流動資産合計

329,810

資 產 合 計

764,052

(単位：千円)

負 債 の 部

3 固 定 负 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	221,870
ロ その他の企業債	0
企 業 債 合 計	221,870
(2) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	38,937
引 当 金 合 計	38,937
(3) その他の固定負債	
固 定 负 債 合 計	0
	260,807

4 流 動 负 債

(1) 一 時 借 入 金

	0
--	---

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	23,419
ロ その他の企業債	0
企 業 債 合 計	23,419
(3) 未 払 金	59,600
(4) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	0
ロ 賃与引当金	23,978
ハ 法定福利費引当金	5,165
引 当 金 合 計	29,143
(5) その他の流動負債	2,328
流動負債合計	114,490

5 緑 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金	165,236
ロ 受贈財産評価額	170
長期前受金合計	165,406
(2) 長期前受金収益化累計額	
イ 補 助 金	△ 116,583
ロ 受贈財産評価額	△ 161
長期前受金収益化累計額合計	△ 116,744
緑延収益合計	48,662
負債合計	423,959

資 本 の 部

6 资 本 金

1,006,779

7 剰 余 金

(1) 资 本 剰 余 金

イ 補 助 金	0
ロ 寄 附 金	0
ハ その他の資本剩余金	0
資本剩余金合計	0
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 当年度末処理欠損金	666,686
未処理欠損金合計	666,686
剩 余 金 合 計	△ 666,686
資 本 合 計	340,093
負債資本合計	764,052

議案第 16 号

令和 2 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（總 則）

第 1 条 令和 2 年度八雲町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第 1 款 水道事業収益	353,433 千円	476 千円	353,909 千円
第 3 項 特 別 利 益	0 千円	476 千円	476 千円

令和 2 年 12 月 10 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和2年度 八雲町水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業 収 益	3. 特別利益		353,433	476	353,909			
			0	476	476			
		1. そ の 他 特 別 利 益	0	476	476	そ の 他 特 別 利 益	476	消費税還付金 476
収 益 合 計			353,433	476	353,909			

令和2年度八雲町水道事業会計
予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 15,430
減価償却費	175,620
資産減耗費	8,507
賞与引当金の増減額	80
法定福利費引当金の増減額	18
長期前受金戻入額	△ 70,975
受取利息及び受取配当金	△ 240
支払利息	25,529
未収金の増減額(△は増加)	778
未払金の増減額(△は減少)	△ 2,750
小 計	<u>121,137</u>
利息及び配当金の受取額	240
利息の支払額	△ 25,529
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>95,848</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 147,472
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 147,472</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	100,000
一時借入金の返済による支出	△ 100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	92,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 120,000
一般会計からの出資による収入	39,388
一般会計からの補助による収入	19,116
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>30,604</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 21,020
資金期首残高	<u>500,667</u>
資金期末残高	<u>479,647</u>

令和2年度 八雲町水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

資 产 の 部

(単位:千円)

1. 固 定 资 产

(1) 有形固定資産

イ 土 地	19,834
ロ 建 物	94,010
同上減価償却累計額	△ 50,617
	43,393
ハ 構 築 物	5,735,114
同上減価償却累計額	△ 2,769,608
	2,965,506
二 機 械 及 び 装 置	1,560,054
同上減価償却累計額	△ 1,115,587
	444,467
木 車 輛	3,280
同上減価償却累計額	△ 3,013
	267
ヘ 工 具 及 び 備 品	17,304
同上減価償却累計額	△ 14,601
	2,703
有形固定資産合計	3,476,170
(2) 無形固定資産	
イ 電 話 加 入 権	51
ロ ソ フ ト ウ エ ア	357
無形固定資産合計	408
固 定 资 产 合 计	3,476,578

2. 流 動 资 产

(1) 現 金 預 金	479,647
(2) 未 収 金	15,012
(3) 貯 藏 品	542
流 動 资 产 合 计	495,201
資 产 合 计	3,971,779

負 債 の 部

(単位:千円)

4. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,536,871</u>
企 業 債 合 計	<u>1,536,871</u>
固 定 負 債 合 計	1,536,871

5. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>126,578</u>
企 業 債 合 計	126,578
(2) 未 払 金	2,750
(3) 前 受 金	20
(4) 引 当 金	
イ 賞 与 引 当 金	3,044
口 法定福利費引当金	601
引 当 金 合 計	<u>3,645</u>
流 動 負 債 合 計	132,993

6. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金	1,226,733
口 他会計負担金	40,439
ハ 工事負担金	647,861
ニ 受贈財産評価額	386,756
木 その他長期前受金	81,699
長 期 前 受 金 合 計	<u>2,383,488</u>
(2) 長期前受金収益化累計額	
イ 補 助 金	△ 749,193
口 他会計負担金	△ 33,350
ハ 工事負担金	△ 373,382
ニ 受贈財産評価額	△ 171,858
木 その他長期前受金	△ 81,699
長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 合 計	<u>△ 1,409,482</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>974,006</u>
負 債 合 計	<u>2,643,870</u>

資 本 の 部

7. 資 本 金

(1) 資 本 金

資 本 金 合 計	<u>765,856</u>
	765,856

8. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 他会計負担金	2,107
口 工事負担金	12,774
ハ 補 助 金	2,686
資 本 剰 余 金 合 計	<u>17,567</u>

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減債積立金	72,500
口 当年度未処分利益剰余金	471,986
利 益 剰 余 金 合 計	<u>544,486</u>
剩 余 金 合 計	<u>562,053</u>
資 本 合 計	<u>1,327,909</u>
負 債 資 本 合 計	<u>3,971,779</u>

